

別紙

産業廃棄物の種類一覧

産業廃棄物の種類	具体例	記載方法
燃え殻	石炭がら、焼却灰、炉清掃排出物等	燃え殻
汚泥	上水汚泥	上水汚泥
	下水汚泥	下水汚泥
	建設汚泥	建設汚泥
	その他の汚泥	その他汚泥
廃油	鉱物性油、動植物性油、廃溶剤、固形油等	廃油
廃酸	無機廃酸(硫酸、塩酸等)、有機廃酸(酢酸等)、写真漂白廃液等	廃酸
廃アルカリ	写真現像液、廃ソーダ液等	廃アルカリ
廃プラスチック類	合成繊維くず、合成樹脂くず、FRP、合成ゴム、廃タイヤ、塗料かす、 廃発泡スチロール等	廃プラ
紙くず	※業種指定有【建設業(工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業に係るもの】(上記以外の業種から発生する不要な書類、コピー用紙等は事業系一般廃棄物に該当します。)	紙くず
木くず	廃木材、おがくず、梱包材くず、廃チップ等 ※業種指定有【建設業(工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの】	木くず
繊維くず	畳、じゅうたん、ロープ等(天然繊維くずに限る。) ※業種指定有【建設業(工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業に係る天然繊維くず】(上記以外の業種から発生する不要な衣類、ウェス等は事業系一般廃棄物に該当します。)	繊維くず
動植物性残さ	※業種指定有【食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物】 (飲食店、市場等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業系一般廃棄物に該当します。)	動植物性残さ
ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムくずは廃プラスチック類)	ゴムくず
金属くず	鉄くず、ブリキ、トタンくず、半田かす等	金属くず
ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く) 及び陶磁器くず	ガラスくず、製造過程等で生じるコンクリートブロック、陶器くず等	ガラ陶
鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さ不良石炭、不良鉱石等	鉱さい
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片、 アスファルトくず、レンガ等	がれき類
建設系混合廃棄物		建廃
廃石膏ボード		石膏ボード
動物のふん尿		動物のふん尿
動物の死体		動物の死体
ばいじん		ばいじん
廃家電品		廃家電品
廃自動車		廃自動車

※その他の分離できない混合物(乾電池、バッテリー等)については、その名称を記載してください。